

令和6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件

原告 部落解放同盟大阪府連合会 外1名

被告 宮部龍彦

閲覧等制限の申立に対する意見書

令和6年9月3日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

被告 宮部龍彦

第1 申立の趣旨に対する意見

原告らの閲覧等制限の申立を却下する。

との裁判を求める。

第2 理由

民事訴訟法第92条1項1号によれば、秘密保護のための閲覧等の制限の対象とするためには「訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」が必要とされる。そして、原告らの申立は「事件記録中に原告らについての重大な秘密が記載されて」いることを理由としている。

しかし、事件記録中、被告による別紙投稿記事の大部分の内容は既に公になっており、申立には実質的な理由がない。

昭和52年12月19日最高裁判所第2法廷判決(刑集 第31巻7号1053頁)によれば、「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものを言う。判例は国家公務員法100条1項につい

て、非公知性が秘密保護の重要な要件であることを示したものであるが、民事訴訟法上において別の基準の扱いをする理由がない。

また、憲法 82 条は対審の公開を定めており、得に本件の場合には出版に関するもので、国民の権利が問題となっている事件であるから、公開が強く要請される事件である。民事訴訟は、事実上ほとんどが書面主義で行われるものであるから、訴訟記録の全部を対象とする閲覧制限は実質的に裁判を秘密化してしまうものであり、憲法に違反する。

また、別紙投稿記事の内容が私生活についての重大な秘密に該当するかということが争点となる可能性が高い本件訴訟の性質上、原告らの閲覧等制限の申立を認めることは、実質的に判決を先取りすることと同等であって、審理に重大な支障を生じさせる。

そして、大阪府内は同和事業や部落解放運動が活発であった歴史的な経緯から、国立国会図書館等の公共の図書館には、デジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp/>) においてインターネット上で誰でも見られるものも含めて、大阪府内の同和地区の地名等が掲載された資料が膨大な数存在している(タイトルに部落、同和を含む資料を大阪府内の適当な地名で検索してみよ)。被告は防御のために、公知であるそれらの資料を証拠として順次提出する予定であるため、一度公知の情報に対する閲覧制限を認めてしまうと、被告による証拠の提出、原告による閲覧等制限申立の応酬という異様なことになる可能性も高い。

以上のとおり、原告らの閲覧等制限の申立は法律上の根拠を欠き、また憲法および適正手続に違反するものであるから、却下しなければならない。

以上